

－2024年度－

よくわかる！

# 知的財産セミナー

参加無料

～判例や最新トピックから学ぶ～

第5回

1/17(金)

PM 5:00～6:00

- ・WEB配信
- ・OKB岐阜大学プラザ  
1階 プレゼンテーションエリア

弁理士 廣江 政典  
(非常勤講師)



商標法・意匠法・不正競争防止法

**題目：商品の品質を表すとした拒絶理由  
(商標法第3条第1項第3号)と、  
品質の誤認を生じさせるおそれがある  
とした拒絶理由(同法第4条第1  
項第16号)について**

## 【概要】

特許庁は、じゅうたん等を指定商品とした商標「Nepal Tiger」について、商品の品質を表したものにすぎず、ネパールに生息するトラ柄等の商品以外の商品に当該商標を使用すれば、商品の品質を誤認させるおそれがあるとして登録を拒絶する審決をしましたが、知的財産高等裁判所はこの審決を取り消しました(令和5年(行ケ)第10115号 審決取消請求事件)。

この事件を題材にして、これらの拒絶理由を初心者の方に分かりやすく説明します。

対象

地域の方・自治体の方・学生・教員

お申し込み

お問い合わせ

岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 産学官連携推進部門

[お申し込みリンク\(ZOOM\)](#)

MAIL [ksi-sikn2@t.gifu-u.ac.jp](mailto:ksi-sikn2@t.gifu-u.ac.jp)

TEL 058-293-2088